

新旧対照表

【関税率法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第1節 課税標準及び税率</p> <p>(少額輸入貨物に対する簡易税率を適用する貨物の範囲)</p> <p>3の3－1 法第3条の3に規定する少額輸入貨物に対する簡易税率の適用については、次による。</p> <p>(1) 同条第1項に規定する「輸入貨物の課税標準となる価格の合計額が10万円以下の輸入貨物」とは、次の場合をいう。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 輸入郵便物については、1の包装に係る輸入貨物の課税価格の合計額が10万円以下のもの</p> <p>ただし、同一差出人から同一<u>名宛人</u>に、同一時期に分割して郵送されたもの等（例えば、郵便物の重量制限により分割して郵送されたもの）は、当該分割されたすべての輸入郵便物の課税価格を合計した額とする。</p> <p>ハ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(輸入郵便物における少額輸入貨物に対する簡易税率の適用の取扱い)</p> <p>3の3－3 輸入郵便物における少額輸入貨物に対する簡易税率の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 少額輸入貨物に対する簡易税率の適用対象となる輸入郵便物に係る関税法第8条第1項に規定する賦課決定は、当該郵便物について、関税法基本通達76－4－1の規定による「外国から到着した郵便物の税關手続のお知らせ」（いわゆる到着通知書）を発したか否かにかかわらず、少額輸入貨物に対する簡易税率を適用して行うものとする。</p> <p>ただし、到着通知書を発送した輸入郵便物について、国際郵便物課税通知書及び納付書を作成する以前に、輸入郵便物の<u>名宛人</u>から一般税率によることを希望する旨申し出があった場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 関税法第77条第6項の関税の賦課決定前における郵便物の受取承認</p>	<p>第1節 課税標準及び税率</p> <p>(少額輸入貨物に対する簡易税率を適用する貨物の範囲)</p> <p>3の3－1 法第3条の3 <u>《少額輸入貨物に対する簡易税率》</u>に規定する少額輸入貨物に対する簡易税率の適用については、次による。</p> <p>(1) 同条第1項 <u>《少額輸入貨物に対する簡易税率》</u>に規定する「輸入貨物の課税標準となる価格の合計額が10万円以下の輸入貨物」とは、次の場合をいう。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 輸入郵便物については、1の包装に係る輸入貨物の課税価格の合計額が10万円以下のもの</p> <p>ただし、同一差出人から同一<u>名あて人</u>に、同一時期に分割して郵送されたもの等（例えば、郵便物の重量制限により分割して郵送されたもの）は、当該分割されたすべての輸入郵便物の課税価格を合計した額とする。</p> <p>ハ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(輸入郵便物における少額輸入貨物に対する簡易税率の適用の取扱い)</p> <p>3の3－3 輸入郵便物における少額輸入貨物に対する簡易税率の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 少額輸入貨物に対する簡易税率の適用対象となる輸入郵便物に係る関税法第8条第1項 <u>《賦課決定》</u>に規定する賦課決定は、当該郵便物について、関税法基本通達76－4－1 <u>《直課税扱いをしない輸入郵便物の処理方法》</u>の規定による「外国から到着した郵便物の税關手続のお知らせ」（いわゆる到着通知書）を発したか否かにかかわらず、少額輸入貨物に対する簡易税率を適用して行うものとする。</p> <p>ただし、到着通知書を発送した輸入郵便物について、国際郵便物課税通知書及び納付書を作成する以前に、輸入郵便物の名あて人から一般税率によることを希望する旨申し出があった場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 関税法第77条第6項 <u>《関税の賦課決定前における郵便物の受取り》</u></p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>に係る輸入郵便物については、関税法基本通達 77-4-3の(1)による承認申請を受理する際に、一般税率又は少額輸入貨物に対する簡易税率のどちらの税率の適用を希望するのかを輸入郵便物の<u>名宛人</u>に確認することとし、<u>名宛人</u>が、一般税率によることを希望する場合は、関税等納付前郵便物受取承認申請書の申請の事由欄に、その旨を記載させるものとする。</p>	<p>》の関税の賦課決定前における郵便物の受取承認に係る輸入郵便物については、関税法基本通達 77-4-3の(1)による承認申請を受理する際に、一般税率又は少額輸入貨物に対する簡易税率のどちらの税率の適用を希望するのかを輸入郵便物の<u>名あて人</u>に確認することとし、<u>名あて人</u>が、一般税率によることを希望する場合は、関税等納付前郵便物受取承認申請書の申請の事由欄に、その旨を記載させるものとする。</p>
<p>(輸入郵便物について少額輸入貨物に対する簡易税率表によるることを希望しない場合)</p>	<p>(輸入郵便物について少額輸入貨物に対する簡易税率表によるることを希望しない場合)</p>
<p>3の3-4 法第3条の3第1項ただし書の規定による郵便物の<u>名宛人</u>からの少額輸入貨物に対する簡易税率表によるることを希望しない旨の税関への申し出の取扱いは、次による。</p>	<p>3の3-4 法第3条の3第1項ただし書の規定による郵便物の<u>名あて人</u>からの少額輸入貨物に対する簡易税率表によるることを希望しない旨の税関への申し出の取扱いは、次による。</p>
<p>(1) 到着通知書を発送した後、国際郵便物課税通知書及び納付書を作成する前の<u>名宛人</u>からの申し出は、到着通知書の返信用はがきの受取人記載欄に「一般税率によることを希望する」旨を記載したうえ署名又は押印した当該返信用はがきを税関に提出することにより行わせる。</p>	<p>(1) 到着通知書を発送した後、国際郵便物課税通知書及び納付書を作成する前の<u>名あて人</u>からの申し出は、到着通知書の返信用はがきの受取人記載欄に「一般税率によることを希望する」旨を記載したうえ署名又は押印した当該返信用はがきを税関に提出することにより行わせる。</p>
<p>税関は、一般税率を適用して、国際郵便物課税通知書及び納付書を作成し、当該課税通知書及び納付書を<u>名宛人</u>に送付する。</p>	<p>税関は、一般税率を適用して、国際郵便物課税通知書及び納付書を作成し、当該課税通知書及び納付書を<u>名あて人</u>に送付する。</p>
<p>(2) 国際郵便物課税通知書及び納付書を送付した後、関税納付前の<u>名宛人</u>からの申し出は、「一般税率によることを希望する」旨を国際郵便物課税通知書の余白部分に記載したうえ署名又は押印した当該課税通知書及び仕入書等の内容物を証明する書類が提出されていない場合には当該書類を税関に提出することにより行わせる。</p>	<p>(2) 国際郵便物課税通知書及び納付書を送付した後、関税納付前の<u>名あて人</u>からの申し出は、「一般税率によることを希望する」旨を国際郵便物課税通知書の余白部分に記載したうえ署名又は押印した当該課税通知書及び仕入書等の内容物を証明する書類が提出されていない場合には当該書類を税関に提出することにより行わせる。</p>
<p>なお、当該課税通知書に係る納付書は、<u>日本郵便株式会社配達郵便局</u>（以下「<u>配達郵便局</u>」という。）から<u>日本郵便株式会社通関郵便局</u>（以下「<u>通関郵便局</u>」という。）を経由して税関に返却させるものとする。</p>	<p>なお、当該課税通知書に係る納付書は、<u>郵便事業株式会社配達支店</u>から<u>郵便事業株式会社通関支店</u>を経由して税関に返却させるものとする。</p>
<p>税関は、必要に応じ郵便物を確認のうえ、一般税率を適用して、再度、国際郵便物課税通知書及び納付書を作成し、当該課税通知書及び納付書を<u>名宛人</u>に送付する。</p>	<p>税関は、必要に応じ郵便物を確認のうえ、一般税率を適用して、再度、国際郵便物課税通知書及び納付書を作成し、当該課税通知書及び納付書を<u>名あて人</u>に送付する。</p>
<p>(3) 特定の輸入者が特定の商品を恒常に郵便路線を利用して輸入する場合における、郵便物の<u>名宛人</u>からの少額輸入貨物に対する簡易税率表に</p>	<p>(3) 特定の輸入者が特定の商品を恒常に郵便路線を利用して輸入する場合における、郵便物の<u>名あて人</u>からの少額輸入貨物に対する簡易税率表に</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>よることを希望しない旨の税関への申し出の取扱いは、次による。</p> <p>イ <u>名宛人</u>からの申し出は、原則として、輸入者の所在地を管轄する外郵出張所に対し、「恒常的輸入郵便物一般税率適用申出書」(T-1007)(以下この項において「申出書」という。) 2通を提出させることにより行わせる。</p> <p>ロ及びハ (省略)</p> <p>(4) 郵便物の<u>名宛人</u>からの一般税率によることを希望する旨の申し出に基づき、一般税率を適用して郵便物の通関が行われた後、簡易税率の適用の申し出があっても、これを受理しないものとする。</p> <p style="text-align: center;">第18節 輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税</p> <p>(郵便により輸入又は輸出する場合の取扱い)</p> <p>19 の3-7 輸入時と同一状態で再輸出する貨物を郵便によって輸入又は輸出する場合（関税法第76条第1項の規定に基づく簡易手続が適用される場合に限る。）における戻し税の適用の手続は、次による。</p> <p>(1) 輸入時と同一状態で再輸出する際に関税の払戻しを受けようとする貨物を郵便によって輸入する場合の手續は、関税法基本通達76-4-5に準じた手続により行う。この場合において、前記19の3-3に規定する輸入時の税関長の確認は、当該郵便物が<u>名宛人</u>に交付される前に行う。</p> <p>(2) 輸入時と同一状態での再輸出を郵便によって行う場合の手續は、関税法基本通達76-2-3に準じた手続により行う。この場合において、前記19-3-6に規定する貨物の同一性の認定手續は当該郵便物が<u>通関郵便局</u>又は<u>配達郵便局</u>に差し出される前に行う。なお、前記19の3-5の「輸入時と同一状態で再輸出される貨物の関税払戻し（減額）申請書」は、当該郵便物が<u>通關郵便局</u>又は<u>配達郵便局</u>に差し出された後に受理することになるので留意する。</p>	<p>よることを希望しない旨の税関への申し出の取扱いは、次による。</p> <p>イ <u>名あて人</u>からの申し出は、原則として、輸入者の所在地を管轄する外郵出張所に対し、「恒常的輸入郵便物一般税率適用申出書」(T-1007)(以下この項において「申出書」という。) 2通を提出させることにより行わせる。</p> <p>ロ及びハ (同左)</p> <p>(4) 郵便物の<u>名あて人</u>からの一般税率によることを希望する旨の申し出に基づき、一般税率を適用して郵便物の通関が行われた後、簡易税率の適用の申し出があっても、これを受理しないものとする。</p> <p style="text-align: center;">第18節 輸入時と同一状態で再輸出される場合の戻し税</p> <p>(郵便により輸入又は輸出する場合の取扱い)</p> <p>19 の3-7 輸入時と同一状態で再輸出する貨物を郵便によって輸入又は輸出する場合（関税法第76条第1項の規定に基づく簡易手続が適用される場合に限る。）における戻し税の適用の手続は、次による。</p> <p>(1) 輸入時と同一状態で再輸出する際に関税の払戻しを受けようとする貨物を郵便によって輸入する場合の手續は、関税法基本通達76-4-5に準じた手続により行う。この場合において、前記19の3-3に規定する輸入時の税関長の確認は、当該郵便物が<u>名あて人</u>に交付される前に行う。</p> <p>(2) 輸入時と同一状態での再輸出を郵便によって行う場合の手續は、関税法基本通達76-2-3に準じた手続により行う。この場合において、前記19-3-6に規定する貨物の同一性の認定手續は当該郵便物が<u>郵便事業株式会社支店</u>又は<u>郵便局</u>（郵便局株式会社法（平成17年法律第100号）第2条第2項に規定する郵便局をいう。）（以下この項及び後記20-13において「郵便支店等」という。）に差し出される前に行う。なお、前記19の3-5の「輸入時と同一状態で再輸出される貨物の関税払戻し（減額）申請書」は、当該郵便物が<u>郵便支店等</u>に差し出された後に受理することになるので留意する。</p>

新旧対照表

【関税定率法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(違約品等を郵便によって輸出する場合の取扱い)</p> <p>20-13 違約品等を郵便（関税法第76条第1項の規定に基づく簡易手続が適用されたものに限る。）によって輸出する場合の関税の払戻しの手続は、次による。</p> <p>(1) 当該違約品等は、<u>通関郵便局又は配達郵便局</u>に差し出す前に、あらかじめ前記20-2に準じた手続により事前検査のため税關に提出させた上検査をする。この場合の違約品等の税關への提出は、保税地域への搬入とみなして取り扱う。</p> <p>(2) 前記20-4の「違約品等の輸出に係る関税払戻し（減額・控除）申請書」は、当該違約品等が<u>通関郵便局又は配達郵便局</u>に差し出された後において受理する。</p>	<p>(違約品等を郵便によって輸出する場合の取扱い)</p> <p>20-13 違約品等を郵便（関税法第76条第1項の規定に基づく簡易手続が適用されたものに限る。）によって輸出する場合の関税の払戻しの手続は、次による。</p> <p>(1) 当該違約品等は、<u>郵便支店等</u>に差し出す前に、あらかじめ前記20-2に準じた手続により事前検査のため税關に提出させた上検査をする。この場合の違約品等の税關への提出は、保税地域への搬入とみなして取り扱う。</p> <p>(2) 前記20-4の「違約品等の輸出に係る関税払戻し（減額・控除）申請書」は、当該違約品等が<u>郵便支店等</u>に差し出された後において受理する。</p>